

## 《 調 停 手 続 き の 流 れ 》

時 期	当 事 者	審 査 会 委 員
当初	○調停申請	○会長、関係者へ報告 ⇒会長から担当委員の指名 (原則3名)
約1か月後	○被申請人から意見書提出 (日程調整)	(日程調整)
約2か月後	○第1回調停期日への出席 (双方、交互に意見陳述)  (双方から、現地確認における 要望があれば提出)	○第1回調停期日の開催 (以後は、調停の最後に次回日 程を調整し、決定する。)
約3か月後	○第2回調停期日(現地説明) 【調停委員が必要と判断した とき】  (意見書でのやりとり等)	○第2回調停期日(現地確認) 【同左】
以後約1か月 ごとに開催		○第3回調停期日の開催
約半年～約1年	○調停の終結 〔調停調印、取下げ、打切り 決定の受理等〕	○調停の終結 〔成立、取下げ、打切り等〕

※時期や調停期日の開催回数については、目安を示したものであり事案ごとに異なります。